

定期監査の結果に対する措置の通知の公表について

次のとおり監査結果に対する措置の通知がありましたので、地方自治法第199条第12項及び八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

平成27年4月1日

八尾市監査委員	田 中 清
同	八 百 康 子
同	杉 本 春 夫
同	小 林 貢

記

1 措置の通知

- 平成22年度定期監査（教育委員会事務局旧学校教育部）及び  
平成23年度定期監査（教育委員会事務局生涯学習部）の結果に対する措置の通知  
平成27年2月24日付け八教生教政第141号
- 平成24年度定期監査（こども未来部）の結果に対する措置の通知  
平成27年3月5日付け八ここ第616号
- 平成24年度定期監査（総務部）の結果に対する措置の通知  
平成27年2月26日付け八総総第168号
- 平成25年度定期監査（土木部）の結果に対する措置の通知  
平成27年2月26日付け八土土総第97号

2 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号  
八尾市監査事務局  
電話番号 072-924-3896（直通）

3 その他

措置の通知については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページで閲覧できます。

平成 25 年度実施土木部定期監査の結果に対する措置等の内容  
土木総務課

指摘事項	本通知時までに行った措置又は改善方針等		H26. 2. 19 までの取り組み等の内容	
<p>1 道路占用・法定外公共物占用・準用河川占用許可事務について</p> <p>(1) 道路占用料等については、八尾市道路占用規則等において初年度分は許可の際に、次年度分はその年度初めに徴収するとされているが、いわゆる大口事業者については徴収手続きが遅れて行われているため、適正な事務処理を行うこと。</p>	措置状況	<p>1. 措置済 (平成 26 年 4 月 1 日)</p> <p>大口事業者に対する道路占用料等については、事業者との連絡体制を強化し、徴収手続きを遅滞なく行うことにより、適正な事務処理となるよう改めました。</p>	措置状況	<p>3. 検討中</p> <p>大口事業者に対する道路占用料等については、早期徴収に努めます。なお、今後大口事業者との間で、占用料の分割納付等徴収方法について協議を進めるとともに、実情に即した事務処理となるよう、規則等の改正を含め検討します。</p>
<p>(4) 道路占用料の減免申請に際し、申請書に物件名及び減免を必要とする理由等が記載されていないため様式の整備を行い、減免の決定については、適切な事務処理を行うこと。</p>	措置状況	<p>1. 措置済 (平成 27 年 2 月 10 日)</p> <p>減免申請書の様式について物件及び減免理由を記載できるよう変更しました。 また、道路占用許可時に、併せて減免決定についても起案決裁し、減免決定に関して占用許可書に記載するよう改めました。</p>	措置状況	<p>2. 措置予定</p> <p>平成 26 年度より、減免申請書の様式について物件名及び減免理由等を記載できるように変更するとともに、道路占用許可決裁時に併せて減免決定についても起案決裁し、減免決定に関して占用許可書に記載することとします。</p>
<p>(5) 占用許可に係る事務については、課長専決で処理されているが、八尾市事務処理規程において専決事項が定められていないので、年間処理件数等を鑑み、適切な事務処理となるよう規程の整備を図ること。</p>	措置状況	<p>2. 措置予定</p> <p>占用許可に係る事項について、八尾市事務処理規程の土木総務課長専決事項に追加しました。(平成 26 年 4 月 1 日) また、占用料の免除内容に関して、平成 27 年度中に八尾市道路占用規則等の見直しを行います。</p>	措置状況	<p>2. 措置予定</p> <p>平成 26 年度より、占用許可に係る事項を八尾市事務処理規程に土木総務課長専決事項として追加します。</p>
<p>(6) 占用許可伺書、占用許可書の記載内容に誤りや記載もれが見受けられたので、適切な記載を行うこと。</p>	措置状況	<p>1. 措置済 (平成 26 年 4 月 1 日)</p> <p>占用システム変更等により、適切な記載内容となるよう改めました。</p>	措置状況	<p>2. 措置予定</p> <p>占用システム変更と手書きでの対応により、平成 26 年度より適切な記載内容となるよう改めます。</p>

みどり課

指摘事項	本通知時までに講じた措置又は改善方針等		H26. 2. 19 までの取り組み等の内容	
<p>1 公園の占用・使用許可に係る事務について</p> <p>(1) 公園使用料の減免等の取り扱いについては、八尾市都市公園条例施行規則で定められているが、公用等の使用以外については、明確な規程がなく道路占用料に準じた取扱いが行われているので、規程の整備を行うこと。</p>	措置状況	<p>1. 措置済 (平成 26 年 3 月 31 日)</p>	措置状況	<p>2. 措置予定</p>
	<p>八尾市都市公園条例施行規則において、減免等の取扱いについては、八尾市道路占用規則の規定を準用する条項を追加しました。</p>		<p>公用等の使用以外の公園使用料の減免等の取扱いについては、土木施設全体での整合を図るために八尾市道路占用規則に準じていますが、今年度中に規程の整備を図ります。</p>	

下水道経営企画課

指摘事項	本通知時までに講じた措置又は改善方針等	H26.2.19 までの取り組み等の内容								
<p>1 調定事務について                      (2) 公共下水道使用料等に係る平成 24 年度の滞納繰越分について、「平成 23 年度分」及び「平成 19 年度から平成 22 年度分」のいずれも調定事務が遅れているため、適正な調定事務を行うこと。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="536 271 616 342">措置状況</td> <td data-bbox="616 271 986 342">1. 措置済 (平成 26 年 6 月 1 日)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="536 342 986 694">滞納繰越分の調定金額が確定次第、調定事務を行うよう改めました。</td> </tr> </table>	措置状況	1. 措置済 (平成 26 年 6 月 1 日)	滞納繰越分の調定金額が確定次第、調定事務を行うよう改めました。		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1002 271 1082 342">措置状況</td> <td data-bbox="1082 271 1458 342">2. 措置予定</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1002 342 1458 694">毎年度の滞納繰越分の調定金額が確定する時期から遅滞なく適正な調定事務を行うよう改めます。</td> </tr> </table>	措置状況	2. 措置予定	毎年度の滞納繰越分の調定金額が確定する時期から遅滞なく適正な調定事務を行うよう改めます。	
措置状況	1. 措置済 (平成 26 年 6 月 1 日)									
滞納繰越分の調定金額が確定次第、調定事務を行うよう改めました。										
措置状況	2. 措置予定									
毎年度の滞納繰越分の調定金額が確定する時期から遅滞なく適正な調定事務を行うよう改めます。										